

エストニア
意匠法
2015年1月1日施行

目次

第 I 部 総則

第 1 章 一般規定

第 1 条 本法の適用範囲

第 2 条 意匠の法的保護を規定する法令

第 3 条 エストニア共和国及び外国の自然人及び法人に係る権利及び義務の平等性

第 2 章 意匠の法的保護の基礎

第 4 条 意匠の定義

第 5 条 意匠に対する法的保護の付与

第 6 条 意匠の新規性

第 7 条 意匠の独自性

第 8 条 意匠の開示

第 9 条 保護を受けることができない意匠

第 10 条 法的保護の特例

第 11 条 優先権

第 3 章 意匠の創作者及び所有者

第 12 条 意匠創作者

第 13 条 意匠創作者の権利

第 14 条 意匠登録を出願する権利

第 15 条 意匠所有者

第 16 条 意匠所有者の権利

第 17 条 意匠所有者の権利の侵害とはならない行為

第 18 条 先使用権

第 II 部 登録出願及びその処理

第 4 章 登録出願及びその提出

第 19 条 登録出願

第 20 条 登録出願書類

第 21 条 意匠登録願書

第 22 条 意匠の表示

第 23 条 優先権主張を証明する書類

第 24 条 登録出願の提出

第 25 条 出願人の代理

第 26 条 委任書類

第 5 章 登録出願の処理

第 27 条 (廃止)

第 28 条 登録出願日及び処理のための受理

第 29 条 登録出願を処理するための受理の拒絶

第 30 条 (廃止)

第 31 条 登録出願書類の内容及び方式についての要件の確認

第 32 条 登録出願の処理の停止

第 33 条 登録出願の分割, 訂正及び補充

第 34 条 登録出願の取下

第 35 条 登録出願の処理の終結

第 36 条 登録出願の処理の再開

第 37 条 意匠を登録する旨の決定

第 38 条 意匠登録を拒絶する旨の決定

第 39 条 特許庁の決定に対する不服申立

第 6 章 (廃止)

第 III 部 意匠の登録

第 7 章 意匠登録簿

第 55 条 意匠登録簿

第 55-1 条 登録簿への意匠の登録

第 55-2 条 意匠登録証

第 56 条 登録の有効期間

第 57 条 登録簿記入事項の閲覧及び提供

第 58 条—第 61 条 (廃止)

第 8 章—第 9 章 (廃止)

第 IV 部 意匠所有者の権利に係る移転, 消滅, 係争及び保護

第 10 章 意匠所有者の権利の移転

第 71 条 意匠登録を出願する権利の移転

第 72 条 登録出願の移転

第 73 条 意匠の移転

第 73-1 条 登録出願及び意匠の移転に関する登録簿への記入を求める請求

第 73-2 条 他の場合における登録事項の修正に関する記入を求める請求

第 73-3 条 意匠の分割

第 73-4 条 意匠の分割の登録簿記入を求める請求
第 73-5 条 意匠の権利放棄に関する登録簿記入を求める請求
第 74 条 ライセンス
第 75 条 意匠所有者の権利が移転したときのライセンスの有効性
第 76 条 ライセンスの登録簿記入を求める請求
第 76-1 条 第 73-1 条から第 73-3 条まで及び第 76 条に定める請求の処理

第 11 章 意匠所有者の権利の消滅
第 77 条 権利消滅の事由
第 78 条 意匠登録の抹消に関する記入
第 79 条 意匠登録の抹消に関する記入の法的結果

第 12 章 意匠所有者の権利についての係争及び保護
第 80 条 意匠創作者としての地位についての係争
第 81 条 意匠及び意匠所有者についての係争
第 82 条 (廃止)
第 83 条 意匠創作者の権利に関する保護
第 84 条 登録意匠の不法実施の場合における法律上の救済
第 85 条 その他の者の権利の保護
第 86 条 意匠紛争の解決に係る規定
第 87 条 意匠に関する裁判所での紛争における代理人

第 12-1 章 意匠の国際登録
第 87-1 条 意匠の国際登録に関する定義
第 87-2 条 国際登録された意匠の法的保護
第 87-3 条 意匠の国際登録出願
第 87-4 条 意匠の国際登録の処理

第 12-2 章 共同体意匠
第 87-5 条 共同体意匠の登録
第 87-6 条 共同体意匠に係る出願
第 87-7 条 共同体意匠に関する事項についての訴訟手続に係る規定
第 87-8 条 共同体意匠の実施の禁止

第 V 部 最終部

第 13 章 国の手数料
第 88 条 国の手数料
第 89 条 国の手数料の納付
第 90 条 (廃止)
第 13-1 章 法的責任

第 90-1 条 創作者の人格権の侵害

第 90-2 条 手続

第 14 章 施行規定

第 91 条 (省略)

第 92 条 経過規定

第 93 条 本法の施行

第 I 部 総則

第 1 章 一般規定

第 1 条 本法の適用範囲

(1) 本法は、工業意匠(以下「意匠」という)の分野において創作された意匠のエストニア共和国における法的保護並びに本法に規定する場合においては、共同体意匠に関する 2002 年 12 月 12 日の理事会規則(EC) No. 6/2002 (2002 年 1 月 5 日公報 L 003, pp. 1-24 以下「共同体意匠規則」という)に基づいて欧州共同体商標意匠庁により登録されていないか又は登録された意匠(以下「共同体意匠」という)に関する権利及び義務を規定する。

(2) 法務大臣は、加盟国の決定権限が欧州連合の相応する法令又は本法に基づいている事項に関して本法を施行するための規則(以下「意匠規則」という)を定めるものとする。

第 2 条 意匠の法的保護を規定する法令

(1)-(2) (廃止)

(3) 本法に規定する意匠の法的保護は、著作権法に規定されている保護とは係わりがない。

第 3 条 エストニア共和国及び外国の自然人及び法人に係る権利及び義務の平等性

本法及び意匠の法的保護を規制する他の法令に定められている権利及び義務は、エストニア共和国及び外国の自然人及び法人(以下「人(者)」という)に平等に適用する。

第2章 意匠の法的保護の基礎

第4条 意匠の定義

- (1) 意匠とは、製品の平面的又は立体的なデザインをいう。
- (2) 本法の適用上、デザインとは、製品の1組の特徴であって、当該製品の形状、構成、装飾、色彩、織り方及び素材を個々に又は組合せにより形成するものをいう。
- (3) 本法の適用上、製品とは、単一の製品並びに製品の予備部品及び構成部品であって、当該製品に組み込まれたとき当該製品の通常の使用時に外側から見ることをすることができるものをいう。製品の点検、保守又は修理は、通常の使用には含まれない。
- (4) 意匠には、関連意匠を含めることができる。関連意匠とは、意匠を改変したものであって、当該技術の熟練者に全体として類似の印象を与えるものをいう。
- (5) 組物の意匠とは、意匠に関する国際分類を定めるロカルノ協定により同一の類(クラス)に属しており、同一の方式で設計された複数の意匠の論理的グループをいう。
- (6) 本法の適用上、組物の意匠は、単一の意匠と同等である。

第5条 意匠に対する法的保護の付与

- (1) 新規で、独自性を有し、工業又は手工業による製品の製造に用いることができる意匠には、法的保護を付与する。
- (2) 意匠は、本法に規定した手続に従って意匠登録簿(以下「登録簿」という)に登録することにより、法的保護を取得する。
- (3) 登録簿に記入された意匠の表示は、意匠の法的保護の範囲を決定する上での基礎となる。当該表示により表現された意匠は、法的保護を取得しているものとみなす。法的保護はまた、当該表示により表現された意匠と混同を生じる程に類似する意匠に対しても、その効力が及ぶものとする。
 - (3-1) 意匠に従って製造される製品に関して当該意匠の法的保護の範囲を評価するときは、当該意匠の開発時に有効であった要件を考慮するものとする。
- (4) 組物の意匠は、全体として法的保護を取得する。組物を構成する意匠は、独立して法的保護を取得することはできない。
- (5) 関連意匠の各々は独立して法的保護を取得するものとする。

第6条 意匠の新規性

- (1) 意匠は、その意匠登録出願(以下「登録出願」という)の日又は優先権が主張されている場合は優先日の前に、エストニア共和国又は外国において、同一の又は混同を生じる程に類似する意匠が開示されていなかった場合は、新規であるとみなす。当該意匠と同一の又は混同を生じる程に類似する登録意匠が開示された後では、当該意匠の新規性を決定するに際し、その意匠も考慮に入れるものとする。ただし、その意匠が登録出願の先の出願日又は先の優先日を有していることを条件とする。
 - (2) (廃止)

第7条 意匠の独自性

- (1) 意匠は、それが当該技術の熟練者に与える全体的印象が、エストニア共和国又は外国に

において登録出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に開示された意匠が当該熟練者に与えた全体的印象と異なるときは、独自性を有する。

(2) 意匠に従って製造された製品に関し独自性を証明するに際しては、製造時に有効であった指針を考慮に入れる。

第8条 意匠の開示

(1) 意匠が何らかの刊行物において公表されたか又は他の方法で多数の人々の利用に供された場合は、その意匠は開示されたものとみなす。

(2) 意匠を秘密情報として他人に知得させることは、開示には含まれない。

(3) 意匠の新規性及び独自性を決定するに際しては、その登録出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前 12 月以内に、当該意匠登録を出願する権利を有する者又はその者の意思に反して若しくは意思に従ってその者から情報を受領した他人が開示した情報は、考慮に入れない。

第9条 保護を受けることができない意匠

次のような意匠には、法的保護を付与しない。

1) 製品の技術的機能からのみ導き出されるもの。ただし、当該意匠がモジュラーシステム内の製品又は製品の部品の、特定の組立又は結合を可能にする場合は、この限りでない。

2) 良俗に反するもの

3) 定形でないもの

4) 集積回路の配置設計であるもの

5) 予備部品又は構成部品であって、製品に組み込んだときに、通常の使用の際は見えないものの

第10条 法的保護の特例

(1) エストニア共和国若しくはその行政機関の名称、エストニアにおいて登録されている団体若しくは財団の現在の若しくは歴史的な名称又はその略称、旗、紋章、記章、印章、勲章、表象若しくは表象の要素を含む意匠には、法的保護を付与しない。ただし、権限を有する機関又は職員が書面により同意したときは、この限りでない。

(2) 権限を有する機関又は職員の書面による同意がない限り、次のものを含む意匠には、法的保護を付与しない。

1) 他国の紋章、旗若しくは国のその他記章、監督用及び証明用の公式の標識及び印章であって、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3により保護を受けているもの、又はこれらの標識の模造

2) 政府間機関の名称若しくは略称、紋章、旗その他の記章であって、工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3により保護を受けているもの、又はこれらの標識の模造

(3) 次のものを含む意匠は、権限を有する者の同意を得ていない限り、保護を受けることができない。

1) 周知の者の姓、筆名又は肖像

2) 他の法人の名称又は名称の一部

3) 建築物の表示又は名称

- 4) 周知商標又は他人名義で登録され若しくは登録出願されている商標
- 5) 管理又は保証を表示する品質証明印
- 6) 登録されている専売医薬品の名称

第 11 条 優先権

(1) 優先権とは、意匠の法的保護を求める最先の登録出願をした者が有する特権である。最先の登録出願とは、出願が行われた国が何れであるかを問わず、当該意匠に関して提出された最先の登録出願をいう。最先の登録出願日は、優先日とみなす。最先の出願をした者は、優先日以降、同一の又は混同を生じる程に類似する意匠に関して後の登録出願をした者に対して特権を有する。

(2) 最先の登録出願をした日から 6 月以内に登録出願をしたときは、次のとおり優先権を確立させることができる。

1) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国において、最先の登録出願をした日から(条約優先権)

2) 工業所有権の保護に関するパリ条約の非同盟国において、最先の登録出願をした日から。ただし、当該国が、エストニア共和国において最先の登録出願をした者に対し、同等の条件を保証していることを条件とする。

(3) 優先権は、後の出願日において、最先の登録出願が取り下げられ、取り下げられたとみなされるとき、又はその登録が拒絶されており、かつ、その登録出願が優先権主張の基礎とされていないときは、最先の登録出願の後に同一の意匠の登録についてされた後の登録出願を基礎として確立させることができる。

(4) 優先権は、複数の最先の登録出願を基礎として確立させることができる。複数の登録出願が先にされていた場合は、(2)に規定する 6 月の期間は、最先の優先日から起算するものとする。

第3章 意匠の創作者及び所有者

第12条 意匠創作者

- (1) 意匠の創作者とは、自らの創作活動によってその意匠を創作した自然人をいう。
- (2) 意匠が、共同の創作活動によって複数の自然人により創作されたときは、これらの者は共同創作者とする。
- (3) 共同創作の場合は、すべての権利は、創作者が共同で行使するものとする。ただし、創作者が書面により別段の合意をしているときは、この限りでない。
- (4) 創作者としての地位は、譲渡することができず、かつ、期間の限定を受けない。

第13条 意匠創作者の権利

- (1) 意匠創作者は、次の人格権を有する。
 - 1) 創作者の名称を創作者として開示するよう請求する権利
 - 2) 創作者の名称を創作者として開示することを禁止する権利
 - 3) 創作者の名称の開示禁止をいつでも取り消す権利
- (2) 意匠創作者の人格権は、創作者の人格から切り離すことができず、かつ、創作者の生存中は移転することができない。
- (3) 意匠創作者の財産権とは、その意匠から得られる利益の公正な部分を受領する権利をいう。創作者は当該権利を譲渡する権利を有し、また、当該権利は承継人への移転もされる。

第14条 意匠登録を出願する権利

- (1) 意匠登録を出願して意匠所有者となる権利は、創作者又は意匠登録を出願する権利を創作者から取得した者若しくは当該権利の移転により当該権利を取得した者に属する。
- (2) 雇用に係る職務又は契約上の義務を履行する際に創作された意匠の登録及び所有権を求めて出願する権利は、使用者又は発注する者に帰属する。ただし、雇用に係る職務又は前記契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- (3) 意匠登録は、複数の者が共同して出願することができる。
- (4) (廃止)

第15条 意匠所有者

意匠所有者とは、登録された意匠に関して全面的な法的権限(排他権)を有し、かつ、登録簿に意匠所有者として記入されている者をいう。

第16条 意匠所有者の権利

- (1) 意匠所有者は、その意匠に従って製品を製造し、また、その登録意匠に従って製造された製品を頒布し、販売し、販売の申出をし、又は前記の目的で輸入し、輸出し若しくは貯蔵する排他権を有する。
- (2) 意匠所有者は、他人が許可を得ることなく、同一の又は混同を生じる程に類似する意匠に従って製品を製造し、また、その登録意匠に従って製造された製品を頒布し、販売し、販売の申出をし、又はこれらの目的で輸入し、輸出し若しくは貯蔵することを禁止する権利を有する。

(3) 意匠所有者は、(1)に規定した権利を侵害した者に対し、当該権利の侵害の停止、侵害の結果の除去及び当該侵害により生じた損害の賠償を要求する権利を有する。

(4) 意匠所有者の権利は、法律に定めた事情及び手続による場合に限り、制限することができる。

第 17 条 意匠所有者の権利の侵害とはならない行為

次の行為は、意匠所有者の権利の侵害とはならない。

- 1) 他国で登録された船舶、航空機又は陸上の輸送手段の構造又は装置において、一時的に又は偶発的にエストニア共和国の領域内において当該意匠を使用すること
- 2) 当該意匠に従って製造された予備部品及び付属物を 1)にいう船舶、航空機及び輸送手段を修理する目的でエストニア共和国に輸入すること
- 3) 当該意匠を個人的かつ非営利的に使用すること
- 4) 当該意匠を研究の目的で非営利的に使用すること。ただし、意匠所有者に言及すること及び当該使用が所有者の利益を侵害しないことを条件とする。
- 5) 当該意匠を実験の目的で使用すること
- 6) 当該意匠に従って製造され、市販される製品を、意匠所有者により又はその同意を得てエストニア共和国又は欧州経済領域に関する協定の締約国において頒布し、販売し、販売の申出をし、又は前記の目的で輸入し、輸出し若しくは貯蔵すること

第 18 条 先使用权

(1) 他人が意匠を登録出願する前から、その意匠と同一の又は混同を生じる程に類似する意匠を、エストニア共和国において善意で、かつ、意匠登録出願人(以下「出願人」という)とは無関係に実施していた者又は当該意匠を実施するために真摯な準備をしていた者は、当該意匠を同一の態様で継続して実施すること又は予定していたとおりに当該意匠の実施を開始することができる(以下「先使用权」という)。前記の者が、その意匠について登録出願が予定されていることを知らなかったか又は当然には知り得なかった場合は、その実施又は実施のための準備は、善意のものである。

(2) 先使用权は、先使用权が確立している事業又はその一部と共にする場合に限り他人に移転することができる。

(3) 本法の適用上、「事業又はその一部」は、商法典第 5 条に規定する意味を有する。

第 II 部 登録出願及びその処理

第 4 章 登録出願及びその提出

第 19 条 登録出願

1 の登録出願は、1 の意匠、1 の意匠に係る関連意匠又は 1 の組物の意匠を対象とすることができる。

第 20 条 登録出願書類

(1) 登録出願には、次の書類を含めなければならない。

- 1) 意匠の登録を求める願書
- 2) 意匠の表示
- 3) 国の手数料の納付を証明する書類
- 4) 特許代理人を介して出願する場合又は複数の出願人が共通の代表者を有する場合は、委任書類
- 5) 優先権を主張する場合は、優先権主張を証明する書類

(2) 登録出願には、意匠の主題を開示する説明を添付することができる。

(3) (廃止)

(4) 登録出願書類は、エストニア語により提出しなければならない。優先権主張を証明する書類は、外国語により提出することができる。

第 21 条 意匠登録願書

(1) 意匠の登録を求める願書には、次の事項を記載しなければならない。

- 1) 意匠登録の請求
- 2) 意匠の名称
- 3) 出願人が自然人である場合は、出願人の姓名及び居所の宛先又は出願人が法人である場合は、出願人の名称及び本拠地の宛先
- 4) 第 14 条(1)又は(2)の規定による意匠登録出願権の取得に係る情報
- 5) 創作者の姓名及び居所の宛先
- 6) 特許代理人を介して出願する場合は、特許代理人の姓名
- 7) 複数の出願人が共通の代表者を有しており、それが自然人である場合は、その姓名又は代表者が法人である場合は、その名称及び本拠地の宛先
- 8) 優先権を主張する場合は、優先権主張
- 9) 出願人が登録簿への意匠の記入を延期することを希望するときは、当該意匠の処理の停止を求める請求
- 9-1) 関連意匠を出願する場合は、関連意匠の数
- 10) 創作者が請求する場合は、創作者の姓名及び居所の宛先の開示の禁止
- 11) 出願人の通信宛先
- 12) 出願人、特許代理人又は共通の代表者の署名

(2) 意匠の登録を求める願書には、その意匠が属する、意匠の国際分類によるクラス及びサブクラスの番号を記載することができる。

第 22 条 意匠の表示

- (1) 意匠の表示は、意匠についての明瞭かつ十分な印象を与えるものでなければならない。
- (2) 意匠の表示は、意匠の斜視図及び意匠の明瞭かつ十分な表現に必要な他の図を含まなければならない。
- (3) 意匠の表示は、写真又は図によらなければならない。
- (4) 関連意匠の表示は、関連意匠の斜視図及び関連意匠の明瞭かつ十分な表現に必要な他の図を含まなければならない。
- (5) 組物の意匠の表示は、組物の意匠の斜視図及び組物の意匠の全体として明瞭かつ十分な表現に必要な他の図を含まなければならない。

第 23 条 優先権主張を証明する書類

- (1) 優先権主張を証明する書類は、次のとおりである。
 - 1) 最先の登録出願を受領した行政機関が発行した書類であって、登録出願の出願日を証明するもの
 - 2) 最先の登録出願の謄本であって、最先の登録出願を受領した行政機関がその真正性を証明しているもの
- (2) 登録出願処理の過程で、(1)に記載した書類のエストニア語翻訳文を要求することができる。

第 24 条 登録出願の提出

- (1) 登録出願は、特許庁に提出するものとする。
- (2) 登録出願を提出するときは、国の手数料を納付しなければならない。
- (3) 登録出願の提出に係る国の手数料は、登録出願の提出日から 2 月以内に納付しなければならない。国の手数料の納付期間を延長することはできない。
- (4) 登録出願が 1 の意匠について 2 より多い関連意匠を含んでいるときは、第 3 番目以降の関連意匠それぞれについて、登録出願の提出時に国の追加手数料を納付しなければならない。
- (5) 優先権主張は、登録出願の提出時に提出する。優先権主張を証明する書類は、優先日から 9 月以内に提出しなければならない。前記書類の提出期間を延長することはできない。優先権がエストニア共和国においてなされた最先の登録出願に基づいて主張される場合は、優先権主張を証明する書類は提出を要さない。
- (6) 出願人の代理人・代表者に発行された委任状は、登録出願の提出日から 2 月以内に提出しなければならない。委任状の提出期間を延長することはできない。
- (7) 特許庁に提出すべき登録出願その他の書類に係る内容及び方式上の要件は、意匠規則によって定める。

第 25 条 出願人の代理

- (1) 意匠の登録及び維持に関する手続は、特許庁及び工業所有権審判委員会(以下「審判委員会」という)において、利害関係人又は利害関係人により明示的に委任された特許代理人であって、特許代理人法により意匠の分野において業務を行う特許代理人の資格を与えられているものにより遂行されなければならない。利害関係人又は特許代理人は、自己の費用におい

て、特許庁又は審判委員会における口頭手続に代表権を有していない通訳又は顧問を参加させることができる。

(2) エストニア共和国に居所、本拠地又は商業上若しくは工業上の事業を有さない者は、特許庁及び審判委員会において意匠の登録及び維持に関する手続(出願の提出を除く)を遂行する自己の代理人として、特許代理人に委任しなければならない。

(3) 複数の者が共同で意匠の登録及び効力継続に関する手続を特許庁又は審判委員会において遂行する場合は、これらの者は、その代表として特許代理人に委任し又はこれらの者の内からエストニア共和国に居所、本拠地若しくは商業上若しくは工業上の事業を有する代表者(以下「共通の代表者」という)を選任することができる。共通の代表者は、出願の処理に関するすべての手続(出願の移転を除く)を共同出願人の名義で遂行する権利を有する。

第26条 委任書類

(1) 委任書類は、認証されていない様式によることができる。

(2) 委任書類には、次の事項を記載しなければならない。

1) 代理・代表される者が自然人である場合は、当該人の姓名及び居所の宛先又は代理・代表される者が法人である場合は、当該人の名称及び本拠地の宛先

2) 特許代理人の場合は、当該特許代理人の姓名

3) 自然人である共通の代表者の場合は、当該自然人の姓名、法人である共通の代表者の場合は、当該法人の名称

4) 委任の範囲

5) 委任が特定の期間について行われている場合は、委任期間

6) 代理・代表される者の署名

7) 委任の発出に係る場所及び日付

第5章 登録出願の処理

第27条 (廃止)

第28条 登録出願日及び処理のための受理

(1) 特許庁は、登録出願を受領したときに、登録出願書類それぞれに受領記録を付さなければならぬ。受領記録には、次の事項を記入するものとする。

1) 登録出願の受領日

2) 登録出願の連続受領番号(以下「登録出願番号」という)

(2) 登録出願が郵送により提出された場合は、特許庁が登録出願を受領した日を登録出願の受領日とみなす。

(3) 特許庁による登録出願の受領日を登録出願日とみなす。ただし、少なくとも次の書類が受領日に提出されることを条件とする。

1) 意匠の登録を求める願書

2) 意匠の表示

3) 出願人の身元を確認することを可能にし、又は特許庁が出願人に連絡することを可能にする情報

(4) (3)にいう情報の何れかが欠落している場合は、出願人にその旨を通知し、かつ、不備を除去するための2月の期間を定めるものとする。提出された書類に出願人の名称若しくは宛先又は出願人の代理人の名称が記載されていない場合は、特許庁は、通知の義務を負わない。

(5) 出願人の名称若しくは宛先又は出願人の代理人の名称が欠落している場合は、出願人は、(3)に記載するすべての書類及び情報を、特許庁に最初に提出された書類の受領日から2月以内に自発的に提出しなければならない。

(6) 出願人が欠落している登録出願に関しての書類及び情報を(4)により定められた期間内に、又は(5)が適用される場合は同項に規定する期間内に提出したときは、(3)に記載するすべての書類及び情報が特許庁に提出された日を登録出願日とみなす。

(7) 出願人が欠落している登録出願に関しての書類及び情報を(4)及び(5)に規定する場合について定めた期間内に特許庁に提出しなかった場合は、登録出願日は確定されない。

(8) (3)又は(6)により出願日が確定された登録出願は、処理のために受理される。特許庁は、登録出願の出願日及び番号を出願人に通知する。

第29条 登録出願を処理するための受理の拒絶

(1) 登録出願日が第28条(7)に基づき確定されていない場合は、特許庁は、登録出願を処理するための受理を拒絶する。

(2) 特許庁は、登録出願を処理するための受理を拒絶する決定を行い、その旨を書面により出願人に通知する。出願人は、出願人が納付した国の手数料の返還を受けることができる。

第30条 (廃止)

第31条 登録出願書類の内容及び方式についての要件の確認

(1) 特許庁は、次の事項を確認するものとする。

- 1) 第 20 条の規定による書類が存在していること及び当該書類が内容及び方式の要件を遵守していること
- 2) 第 24 条の規定による登録出願書類の提出に係る条件が遵守されていること
- 3) 意匠が第 4 条, 第 9 条 2) 及び 4), 第 10 条(1) 及び(2)並びに第 19 条の規定に従っていること
- 4) 意匠の国際分類によるクラス及びサブクラスの番号(番号が表示されていない場合は, 特許庁が番号を確定する)
 - (2) 特許庁は, 次の事項は確認しない。
 - 1) 意匠が第 5 条(1), 第 6 条, 第 7 条, 第 9 条 1), 3) 及び 5) 並びに第 10 条(3)の規定に従っていること
 - 2) 意匠登録を出願することについての出願人の権利が第 14 条(1) 又は(2)の規定に従っていること
 - (3) (1)による確認の過程で, 登録出願が第 4 条, 第 9 条 2) 若しくは 4), 第 10 条(1) 若しくは(2) 又は第 19 条の規定を遵守していないこと, 第 20 条(1)1)に記載する書類が登録出願から欠落していること, 又は提出された書類が内容及び方式の所定の要件に適合しないことが明らかになった場合は, 特許庁は, 出願人にその旨を書面により通知し, かつ, 不備を除去し又は説明を提出するために少なくとも 2 月の期間を定めるものとする。
 - (4) 出願人が(3)にいう通知に期日までに応答しなかったか, 第 24 条(3)に規定する期間内に所定額の国の手数料の納付を証明する書類を提出しなかったか, 又は(6)にいう期間内に委任状を提出しなかった場合は, 出願は取り下げられたものとみなす。
 - (5) 優先権が主張されている場合において, 出願人が第 24 条(5)に規定する期間内に優先権主張を証明する書類を提出しなかったか, 又は提出された書類が第 23 条の規定に適合しない若しくは優先権を証明しないときは, 特許庁は, 優先権主張を考慮しないものとし, かつ, 書面により出願人にその旨を通知する。
 - (6) 特許庁は, 正当な根拠がある場合において出願人の請求があつたときは, 登録出願における不備の除去又は説明の提出に係る(3)により定めた期間を, 6 月を限度として延長することができる。この請求は, (3)に規定する期間の満了前に行わなければならない。期間延長に当たっては, 国の手数料を納付しなければならない。

第 32 条 登録出願の処理の停止

- (1) 特許庁は, 出願人からの請求に基づいて, 登録出願の処理を, 全体で 12 月を限度として停止することができる。
- (2) 出願人に対しては, 登録出願の処理を停止する旨を書面により通知する。

第 33 条 登録出願の分割, 訂正及び補充

- (1) 登録出願が複数の関連意匠を含む場合は, 出願人は, 処理期間中, 関連意匠を配分することにより, 当該登録出願を 2 以上の登録出願に分割することができる。登録出願を分割するに当たっては, 国の手数料を納付しなければならない。
- (2) 1 の登録出願の分割の結果としての複数の出願は, 元の登録出願の出願日及び優先権を維持する。
- (3) 出願人は, 登録出願の処理期間中, 出願を訂正し, 補充することができる。ただし, 登

録出願日に登録出願において出願していた意匠を変更しないことを条件とする。

第 34 条 登録出願の取下

(1) 出願人は、登録出願の処理期間中、書面をもって登録出願の取下を請求することにより、登録出願を取り下げることができる。登録出願の取下請求を特許庁が受領した日以降、登録出願は取り下げられたとみなす。登録出願書類は返還されない。

(2) (廃止)

第 35 条 登録出願の処理の終結

(1) 登録出願が取り下げられたか又は取り下げられたとみなされる場合は、その登録出願の処理を終結させ、出願人にその旨を書面により通知する。

(2) (廃止)

第 36 条 登録出願の処理の再開

(1) (廃止)

(2) 出願人は、終結させられた登録出願処理の再開を請求することができる。ただし、出願人が、不可抗力又は出願人若しくはその代理人の管理を超える他の障害のために、登録出願における不備の除去又は説明の提出に係る特許庁の要求に、第 31 条(3)又は(6)により定められた期間の満了までに応じることができなかつたことを条件とする。

(3) 登録出願処理の再開を求める請求は、第 31 条(3)又は(6)により定められた期間の満了後 1 年以内に行うことができる。当該請求には、国の手数料の納付を証明する書類を添付しなければならない。

(4) 出願人が、不可抗力又は出願人若しくはその代理人の管理を超える他の障害が存在したことを証明し、かつ、不可抗力又は他の障害が消滅してから 2 月以内に、登録出願における不備の除去又は説明の提出に係る特許庁の要求に応じた場合は、特許庁は、登録出願の処理を再開する。出願人には、登録出願処理の再開について書面をもって通知する。

第 37 条 意匠を登録する旨の決定

意匠が第 4 条、第 9 条 2)若しくは 4)又は第 10 条(1)若しくは(2)の要件に違反しておらず、かつ、登録出願が第 19 条及び第 33 条(3)に規定する内容及び方式の要件を遵守している場合は、特許庁は、意匠を登録する旨の決定をし、出願人にその旨を書面により通知する。

第 38 条 意匠登録を拒絶する旨の決定

意匠が第 4 条、第 9 条 2)若しくは 4)又は第 10 条(1)若しくは(2)の要件の何れかに違反している場合、登録出願が第 19 条及び第 33 条(3)に規定する内容及び方式の要件を遵守していない場合又は出願人が第 31 条(3)に定める通知に応じる際に登録出願における不備の除去をせず、又は説明の提出をしなかつたか若しくは不十分な説明を提供した場合は、特許庁は、意匠登録を拒絶する旨の決定をし、出願人にその旨を書面により通知する。

第 39 条 特許庁の決定に対する不服申立

(1) 出願人は、本法に基づいて行われた特許庁の決定に対して、審判委員会に不服を申し立

ることができる。

(2) 出願人は、特許庁の決定が行われた日から2月以内に審判委員会に不服を申し立てることができるが、その際は国の手数料を納付しなければならない。

(3) 不服申立が全面的又は部分的に認められたときは、審判委員会は、特許庁の決定を取り消し、かつ、特許庁に対し、審判委員会の決定書に記載された事情を考慮に入れて手続を継続するよう求める。

(4) 不服申立が認められたときは、出願人は、納付した国の手数料の返還を受ける権利を有する。

第6章（廃止）

第III部 意匠の登録

第7章 意匠登録簿

第55条 意匠登録簿

(1) 意匠登録簿(以下「登録簿」という)は、本法及び工業所有権法基本規則に基づき、かつ、前記法律に規定する手続に従って維持される。

(2) 登録簿記入に関する通知は、(1)にいう法律に規定する場合は、特許庁の公報において公告する。特許庁は、公共の利益のために、特許庁の公報規程に定める手続に従って、他の登録簿記入事項及び他の情報に関する通知を特許庁の公報に公告することができる。ただし、それらの公告が(1)にいう法律又は国際協定に基づいて禁止又は制限されていないことを条件とする。

(3) 特許庁の公報規程は、意匠規則により定めるものとする。特許庁の公報の名称は、「Eesti Tööstusdisainilahenduse Leht」とする。

第55-1条 登録簿への意匠の登録

(1) 登録出願が処理のために受理された場合は、登録出願の出願番号及び出願日、本法第20条に基づいて提出された書類及び出願人により自発的に提出された他の書類の特許庁による受領並びに工業所有権法基本規則第25条に従い当該書類に記載された情報が、登録簿に記入される。

(2) 登録出願の処理過程では、本法に規定する手続行為に関する情報及び通知、受領され交付された書類、本法に規定する期限及び特許庁の定める期限が、登録簿に記入される。

(3) 意匠に対して法的保護が付与されたときは、登録事項が登録簿に記入される。

(4) 登録事項の記入は、本法第37条に従い意匠を登録する決定に基づいてなされる。

(5) 登録事項は、次の通りである。

- 1) 登録番号
- 2) 登録日
- 3) 意匠の名称
- 4) 意匠の表示
- 5) 意匠の変形の数
- 6) 意匠の国際分類に従うクラス及びサブクラスの数
- 7) 意匠創作者の姓名及び居所の宛先
- 8) 意匠所有者の姓名、居所の宛先及び国コード又は法人の場合は、意匠所有者の名称、本居地の宛先及び国コード
- 9) 登録が効力を発する日付
- 10) 登録満了の日付
- 11) 特許代理人の場合は、当該代理人の姓名
- 12) 共通代理人が自然人である場合は、当該自然人の姓名、法人である場合は、当該法人の名称

- 13) 登録出願の番号
 - 14) 登録出願の出願日
 - 15) 優先権に関する情報(優先日, 登録出願の番号及び国)
- (6) (4)にいう決定に記載された出願人は, 意匠所有者として登録簿に記入される。
- (7) 特許庁は, 特許庁の公報において登録事項の記入通知を公告する。
通知の公告日は, 登録簿に記入される。
- (8) 登録は, 特許庁の公報における登録事項記入通知の公告日に発効する。

第 55-2 条 意匠登録証

- (1) 意匠登録に関する通知を特許庁の公報に公告した後, 特許庁は, 意匠登録証を意匠所有者に発行する。
- (2) 意匠所有者の数如何に拘らず, 登録証は 1 通のみ発行される。
- (3) 意匠所有者からの請求に基づいて意匠登録証の副本を発行することができる。登録証の発行を受けるためには, 国の手数料を納付しなければならない。
- (4) 意匠登録証の発行に係る様式及び手続の要件は, 意匠規則により定めるものとする。

第 56 条 登録の有効期間

- (1) 登録は, 登録出願の出願日から 5 年間有効とする。
- (2) 意匠所有者は, 登録出願の出願日から合計 25 年を限度として, 5 年間ずつ登録を更新することができる。登録更新を受けるためには, 国の手数料を納付しなければならない。
- (3) 登録更新を求める請求書及び国の手数料の納付に関する情報は, 登録の満了日前 6 月以内又は国の追加手数料を納付して, 登録の満了日から 6 月以内に期間回復を求める請求書と共に提出しなければならない。

第 57 条 登録簿記入事項の閲覧及び提供

- (1) 創作者が創作者の名称の開示を禁止している場合は, 創作者に関する登録簿の情報は提供しない。
- (2) 登録事項の登録簿記入に関する通知の公告前は, 意匠の名称, 登録出願番号, 登録出願の出願日, 優先権に係る事項並びに出願人及び出願人の代理人の名称のみを登録簿から提供することができる。
- (3) 登録事項の登録簿記入に関する通知の公告前は, 登録ファイルの閲覧は, 出願人, 出願人の書面による承諾を得ている者又は意匠登録後出願人がその者に対して法律上の救済に訴えようとしていることを証明した者に認められる。
- (4) 登録事項の登録簿記入に関する通知の公告後は, 登録簿は公開とする。何人も, 登録ファイル及び記録に記入された事項を閲覧する権利を有する。ただし, (1)に定める制限に該当する場合は, この限りでない。
- (5) 登録ファイルを閲覧するため又は登録簿からの写し若しくはプリントアウトを受領するためには, 請求書を提出するものとする。登録ファイル閲覧 1 回ごと並びに登録ファイル中の書類の各写し及び登録簿からの各プリントアウトについて, 国の手数料を納付しなければならない。出願人及び意匠所有者は, 自己の意匠に関する登録ファイルを無料で閲覧することができる。

(6) 特許庁による確認書及び出願の写しから成る優先権証明書類を受領するためには、出願人又は意匠所有者は、請求書を提出するものとする。優先権証明書類の発行を受けるためには、国の手数料を納付しなければならない。

(7) 登録簿の閲覧及び登録簿からの情報提供に係る手続は、意匠規則により定めるものとする。

第 58 条—第 61 条 (廃止)

第8章－第9章（廃止）

第IV部 意匠所有者の権利に係る移転，消滅，係争及び保護

第10章 意匠所有者の権利の移転

第71条 意匠登録を出願する権利の移転

(1) 第14条(1)又は(2)により意匠登録を出願する権利を有する者は，当該権利を他人に移転することができる。

(2) 意匠登録を出願する権利は，承継人又は法律上の承継人に移転するものとする。

第72条 登録出願の移転

(1) 出願人は，特許庁において処理中の登録出願を他人に移転することができる。

(2)－(3)（廃止）

(4) 特許庁は，第21条(1)3)にいう登録出願中の事項を修正するものとする。

(5) 登録出願は，登録出願中の情報に含まれる出願人に関する事項が修正された日から他人に移転されたとみなす。

第73条 意匠の移転

(1) 意匠所有者は，意匠を他人に移転することができる。意匠が他人に移転したときは，第16条に定める意匠所有者のすべての権利が当該他人に移転する。

(2) 意匠所有者が死亡したとき，又は意匠所有者が法人である場合は当該所有者が解散したときは，所有者の権利は，承継人又は法律上の承継人に移転する。

(3)－(5)（廃止）

(6) 意匠所有者の権利は，取引若しくは裁判所判決による権利の移転日から，又は法律上の承継成立の日から，他人に移転されたとみなす。

(7) (1)の規定により意匠所有者の権利の移転を受けた者は，登録事項修正に関する記入が効力を生じた日から，当該権利を行使することができる。登録記入は，それが行われた日に効力を生じる。登録記入は，当該登録記入が行われた事実に係る通知が特許庁の公報に公告された日から，第三者に対して法律上の効力を有する。

第73-1条 登録出願及び意匠の移転に関する登録簿への記入を求める請求

(1) 登録出願及び意匠の移転に関する登録簿への記入は，出願人，意匠所有者又は権原を有する他人の書面による請求を基礎とする。

(2) 登録出願及び意匠の移転に関する登録簿への記入のためには，国の手数料を納付しなければならない。

(3) 新たな出願人又は新たな意匠所有者が請求書を提出する場合は，意匠の移転を証明する書類又はその認証謄本を請求書に添付しなければならない。

(4) 請求書は，取引に定める権利が移転された日又は法律上の承継が成立した日から1年以内に提出しなければならない。意匠の移転が裁判所判決による場合は，請求書は，裁判所判決の効力が生じた日から1月以内に提出しなければならない。

(5) 動産に対する登録担保が設定されている意匠の移転の場合は、質権者の同意書を請求書に添付しなければならない。

第 73-2 条 他の場合における登録事項の修正に関する記入を求める請求

- (1) 登録事項の修正に関する記入は、意匠所有者の書面による請求を基礎とする。
- (2) 登録事項の修正に関する記入により、登録出願の出願日において当該登録出願により出願された意匠が変更されてはならない。

第 73-3 条 意匠の分割

- (1) 1 の登録に複数の関連意匠が含まれている場合は、意匠所有者は、関連意匠を配分することにより、当該登録を 2 以上の登録に分割することができる。
- (2) 分割から生じる複数の登録は、元の出願の出願日及び優先権を維持するものとする。

第 73-4 条 意匠の分割の登録簿記入を求める請求

- (1) 意匠の分割の記入は、意匠所有者の書面による請求を基礎とする。
- (2) 意匠の分割が記入されるためには、国の手数料を納付しなければならない。

第 73-5 条 意匠の権利放棄に関する登録簿記入を求める請求

意匠の権利放棄に関する記入は、意匠所有者の書面による請求を基礎とする。

第 74 条 ライセンス

- (1) 意匠所有者(ライセンサー)は、ライセンスにより、第 16 条に定める意匠所有者の権利の一部又は全部の使用の権利を 1 又は複数の者(ライセンシー)に与えることができる。
- (2) ライセンシーは、ライセンサーの同意を得て、サブライセンスにより、ライセンス契約から生じる使用の権利を第三者に移転することができる。
- (3) ライセンスの存続期間は、登録の存続期間を超えてはならない。
- (4) ライセンスは、登録簿に登録することができる。
- (5) 異なるライセンスを通じて複数のライセンシーに与えられた権利が衝突するときは、そのライセンスが登録されているライセンシーが優先される。
- (6) 登録されていないライセンスは、第三者に対して法律上の効力を有さない。
- (7) ライセンスを付与するときは、書面をもってライセンス契約を締結しなければならない。

第 75 条 意匠所有者の権利が移転したときのライセンスの有効性

- (1)-(2) (廃止)
- (3) 第 73 条に規定した場合において意匠所有者の権利が他人に移転したときは、ライセンスから生じる権利及び義務も移転するものとする。

第 76 条 ライセンスの登録簿記入を求める請求

- (1) ライセンスの登録簿記入は、ライセンサー又はライセンシーの書面による請求を基礎とする。ライセンスの記入には、国の手数料を納付しなければならない。
- (2) ライセンスの登録簿記入を求める請求書には、ライセンス契約書又はその認証謄本を添

付しなければならない。ライセンス契約書又はその認証謄本の代わりに、記入を行うのに必要なライセンシー並びにライセンスの内容、範囲及び期間に関する事項を含むライセンス契約書の抄本を提出することができる。

(3) ライセンス契約に関する記入は、ライセンスの期間満了時又はライセンス契約の期限前終結に係るライセンサー若しくはライセンシーの書面による請求時に抹消する。

第 76-1 条 第 73-1 条から第 73-3 条まで及び第 76 条に定める請求の処理

(1) 委任を受けた代理人が第 73-1 条から第 73-3 条まで及び第 76 条に定める請求書を提出する場合は、請求書に委任状を添付しなければならない。手続の遂行のために以前特許庁に提出された委任状が有効である場合は、委任状の添付を要さない。

(2) 出願人は、有効な請求書及び必要な書類の受領日から 20 就業日以前に、記入履行の通知を受けるものとする。

(3) 記入履行の通知は、特許庁の公報に公告する。

(4) 記入履行に必要な情報又は書類の一部が欠落している場合は、欠落のある請求書を特許庁が受理してから 15 就業日以前にその旨を出願人に通知するものとし、かつ、不備の除去のために 2 月の期間を定めるものとする。提出された書類に基づいて所定の期間内に記入を行うことが不可能な場合は、当該請求書は提出されなかったとみなす。

(5) 法律に規定する他の理由で記入を行うことが不可能な場合は、請求書を特許庁が受領してから 15 就業日以前にその旨を出願人に通知するものとする。

第 11 章 意匠所有者の権利の消滅

第 77 条 権利消滅の事由

- (1) 意匠所有者の権利は、第 56 条による登録の有効期間が満了したときに消滅する。
- (2) 次の場合は、意匠所有者の権利は、第 56 条に規定する日前に消滅する。
 - 1) 意匠所有者が、その権利を他人に移転することなく、意匠所有者の権利を放棄した場合
 - 2) 意匠所有者が自然人であって、当該所有者が死亡し、その権利が承継人に移転されない場合又は法人が解散され、その権利が移転されない場合
 - 3) 登録意匠が第 4 条から第 10 条まで、第 19 条又は第 33 条(3)の規定に違反している旨を宣言する裁判所判決が効力を有する場合
 - 4) 第 14 条(1)から(3)までにより、登録に明記されている意匠所有者が意匠登録を出願する権利を有していなかった旨を宣言する裁判所判決が効力を有し、かつ、裁判所判決により意匠所有者と宣言されている者が第 73-1 条(3)及び(4)に定める手続により意匠所有者に関する登録記入事項の修正を求める請求をしなかった場合
 - 5) 商業登記簿から会社が抹消されてから 1 年以内に意匠の移転に関する登録簿記入を求める請求書が提出されていない場合において、利害関係人から請求があったとき
- (3) 意匠所有者の権利の消滅は、登録抹消の登録簿記入を基礎とする。

第 78 条 意匠登録の抹消に関する記入

- (1) 特許庁は、第 56 条による登録の有効期間の満了から 6 月後又は登録が合計 25 年更新されている場合は、その期間の満了後、第 77 条(1)の規定により、登録の抹消を記入するものとする。
- (2) 第 77 条(2)に定める場合において、登録の抹消を記入するためには、意匠所有者又は利害関係人が特許庁に請求書を提出しなければならない。利害関係人が請求書を提出するときは、請求書にはその主張を証明する書類を添付しなければならない。
- (3) 意匠所有者の権利が登録されたライセンスの対象となっているときは、特許庁は、第 77 条(2)1)の規定による登録抹消の記入を拒絶するものとする。
- (4) (廃止)

第 79 条 意匠登録の抹消に関する記入の法的結果

- (1) 第 77 条(1)の規定により登録の抹消が記入されたときは、意匠所有者の権利は、登録満了の日の翌日に消滅する。
- (2) 第 77 条(2)1)の規定により登録の抹消が記入されたときは、意匠所有者の権利は、記入日の翌日に消滅する。
- (3) 登録簿から登録が抹消された後は何人も、当該意匠に基づいて製品を製造することができ、かつ、当該意匠に基づいて製造された製品を頒布し、販売し、販売の申出をし、又はこれらの目的で輸入し、輸出し若しくは貯蔵することができる。当該権利は、意匠所有者の権利が消滅する日まで遡及する。

第 12 章 意匠所有者の権利についての係争及び保護

第 80 条 意匠創作者としての地位についての係争

(1) 登録簿に記入されている意匠創作者としての地位に関する紛争は、裁判所において解決する。

(2) 第 12 条により自己が意匠創作者であると考えた自然人は、意匠所有者を相手として、創作者としての承認を求める訴訟を裁判所に提起することができる。

第 81 条 意匠及び意匠所有者についての係争

(1) 第 14 条(1)から(3)までにより意匠所有者の権利が自己に属すると考える者は、意匠所有者を相手として、その所有権の確認を求める訴訟を裁判所に提起することができる。

(2) (1)にいう訴訟は、意匠の登録満了又は権利放棄の後も提起することができる。

(3) 意匠所有者となった他人が第 5 条(1)、第 6 条、第 7 条、第 9 条又は第 10 条(1)若しくは(2)により意匠所有者となる権利を有していなかったと考え、かつ、その登録が自己の経済的又は事業上の活動を妨げると考える者は、当該意匠所有者の権利の終結を求める訴訟を裁判所に提起することができる。

(4) 第 10 条(3)にいう者であって意匠所有者となっている他人が第 10 条(3)により意匠所有者となる権利がなかったと考える者は、当該意匠所有者の権利の終結を求める訴訟を提起することができる。

(5) (3)及び(4)にいう訴訟は、意匠の登録満了又は権利放棄の後にも提起することができる。

第 82 条 (廃止)

第 83 条 意匠創作者の権利に関する保護

(1) 意匠創作者は、第 13 条(1)に規定する権利の侵害に関し、又は創作者としての地位から生じる他の権利を確立するために、裁判所に訴訟を提起する無期限の権利を有する。

(2) 意匠創作者は、意匠に関連する財産的紛争を解決するために、その権利の侵害を知った日又は当然知るべきであった日から 3 年以内に訴訟を裁判所に提起することができる。

第 84 条 登録意匠の不法実施の場合における法律上の救済

意匠が不法実施された場合、意匠所有者は、次の事項を要求することができる。

1) 債務行為法第 1043 条による、意匠の不法実施によって生じた損害の補償

2) (廃止)

3) 債務行為法第 1037 条及び第 1039 条による、意匠の不法実施の結果として受領した物の引渡

第 85 条 その他の者の権利の保護

(1) 登録出願が行われる前に、意匠を善意で実施していた者は、意匠所有者を相手として、自己の先使用の権利の確認を求める訴訟を裁判所に提起することができる。

(2) 意匠所有者の排他権が侵害され、当該意匠所有者が侵害者に対する訴訟を提起しない場合は、登録されたライセンスを有するライセンシーは、ライセンス契約に別段の定めがある

場合を除き、訴訟を提起することができる。ライセンシーは、訴訟を提起する意思を意匠所有者に通知しなければならない。その通知が書留郵便により、ライセンス契約書に記載されている宛先又は意匠登録に記載されている宛先に向けて意匠所有者に送付されているときは、通知義務が履行されているとみなす。

第 86 条 意匠紛争の解決に係る規定

(1) 本法に定める不服申立及び訴訟は、特許庁所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

(1-1) WTO 協定の付属書 1C である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) 第 50 条にいう暫定措置の実施は、不法行為が生じた地の地域裁判所の管轄に属する。措置を確保するための申請は、直ちに審理するものとする。

(2) 意匠に関連する紛争に関して効力を有する裁判所決定の謄本は、直ちに特許庁に送付するものとする。

第 87 条 意匠に関する裁判所での紛争における代理人

(1) 意匠に関する紛争の解決に際し、特許代理人は、地域裁判所又は巡回裁判所において代理人を務めることができる。最高裁判所においては、特許代理人は、弁護士と共にのみ代理人を務めることができる。

(2) (廃止)

第 12-1 章 意匠の国際登録

(第 12-1 章は、意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーヴ・アクトがエストニアに関して施行される日に施行される。)

第 87-1 条 意匠の国際登録に関する定義

(1) 本法の適用上、意匠の国際登録とは、1999 年 7 月 2 日にジュネーヴにおいて採択された工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定のジュネーヴ議定書(以下「ヘーグ協定のジュネーヴ議定書」という)に従って行われる世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)の国際登録簿への意匠の登録をいう。

(2) 特許庁は、ヘーグ協定のジュネーヴ議定書に基づく機能をエストニアにおいて果たすものとし、同協定にいう官庁である。

第 87-2 条 国際登録された意匠の法的保護

国際登録によりエストニア共和国において保護される意匠は、ヘーグ協定のジュネーヴ議定書に基づく規定に加え、エストニア共和国において登録された意匠と同一の法制の適用を受け、かつ、同一の利益を享受する。

第 87-3 条 意匠の国際登録出願

(1) 意匠の国際登録出願(以下国際出願という)は、国際事務局に対して直接に、又は特許庁に対して行わなければならない。特許庁は、国際出願をその出願日から 5 就業日以内に国際事務局へ送達しなければならないが、ただし、国際出願送達に係る国の手数料が納付されていることを条件とする。特許庁は、国際出願の受領日及び国際事務局への送達日を出願人に通知する。

(2) 国際出願は、ヘーグ協定のジュネーヴ・アクト及び意匠の国際登録に関するヘーグ協定の 1999 年、1960 年 1934 年法の実施のための共通ガイドラインに規定された内容及び方式の要件を遵守するものでなければならない。特許庁は、国際出願が出願の内容及び方式の要件を遵守しているか否かの検証はしない。

(3) 国際出願を特許庁に対してするときには、出願を国際事務局へ送付するための国の手数料を納付しなければならない。ヘーグ協定のジュネーヴ・アクトに従うその他の手数料は、国際事務局へ直接納付する。

(4) 国際出願の特許庁に対する提出手続は、意匠に関する規則により定める。

第 87-4 条 意匠の国際登録の処理

(1) 特許庁は、エストニア共和国が締約国として表示されている意匠の国際登録(以下「国際登録」という)を第 4 条、第 9 条 2) 及び 4)、第 10 条(1) 及び(2) 並びに第 19 条の規定により確認するものとする。

(2) 特許庁は、国際登録が第 4 条、第 9 条 2) 又は 4)、第 10 条(1) 若しくは(2) 又は第 19 条の要件と矛盾している場合は、国際事務局が国際登録の公告の写しを特許庁に送付した日から 6 月以内に、保護の付与を拒絶する旨を国際事務局に通知する。

(3) 確認の結果、国際登録が第 4 条、第 9 条 2) 又は 4)、第 10 条(1) 若しくは(2) 又は第 19 条の要件と矛盾していないことが明らかになった場合は、国際事務局が当該国際登録の公告の

- 写しを特許庁に送付した日から6月後に、当該国際登録の通知を特許庁の公報に公告する。
- (4) 特許庁は、エストニア共和国が締約国とされている国際登録に関し、国内処理のデータベースを設定し、維持するものとする。
- (5) 第57条(2)に定める情報は、国際登録に関する国内処理のデータベースから提供するものとする。
- (6) 国際登録に関する国内処理のデータベースから情報の提供を受けるためには、国の手数料を納付しなければならない。ただし、監督権限を有する国の行政機関又は裁判所に対する情報の提供については、この限りでない。

第 12-2 章 共同体意匠

第 87-5 条 共同体意匠の登録

- (1) 共同体意匠の登録とは、共同体意匠規則に基づく欧州共同体商標意匠庁への意匠の登録をいう。
- (2) 特許庁は、共同体意匠規則という工業所有権の法的保護の分野における中央官庁である。

第 87-6 条 共同体意匠に係る出願

- (1) 共同体意匠に係る出願は特許庁に提出することができ、特許庁は、当該出願を提出日から 2 週間以内に欧州共同体商標意匠庁に転送し、かつ、その旨を出願人に通知する。共同体意匠について特許庁に出願を提出するときは、出願の欧州共同体商標意匠庁への転送に係る国の手数料を納付しなければならない。
- (2) 共同体意匠に係る出願は、共同体意匠規則及び共同体意匠規則の施行に関する規則に定める内容及び方式要件を遵守しなければならない。共同体意匠規則第 36 条(4)に定める出願手数料は、欧州共同体商標意匠庁に直接納付しなければならない。
- (3) 共同体意匠の出願を特許庁に提出するための手続は、法務大臣が意匠規則により定める。
- (4) 欧州共同体商標意匠庁に提出されるべき前記以外の書類又は書簡については、特許庁は、これを受理又は転送しない。

第 87-7 条 共同体意匠に関する事項についての訴訟手続に係る規定

- (1) 共同体意匠の法的保護及び有効性に関する事項は、ハリュ県裁判所が共同体意匠第 1 審裁判所として審理する。
- (2) 共同体意匠第 1 審裁判所の判決に対する不服は、共同体意匠第 2 審裁判所としてのタリン巡回裁判所に申し立てるものとする。

第 87-8 条 共同体意匠の実施の禁止

共同体意匠規則第 25 条(d)、(e)及び(f)に定める場合において、共同体意匠規則第 110 条(a)に定める先の権利の所有者は、登録共同体意匠の所有者を相手として、共同体意匠のエストニアにおける実施の禁止に係る本法第 84 条に基づいて、排他権の保護を求める訴訟を提起することができる。

第 V 部 最終部

第 13 章 国の手数料

第 88 条 国の手数料

本法に定めた場合において、手続の遂行及び書類の発行に関し、国の手数料法に規定する料率による国の手数料を納付しなければならない。

第 89 条 国の手数料の納付

(1) 国の手数料は、出願人、意匠所有者又は本法に定める手続の遂行及び書類の発行に利害関係を有する第三者が納付するものとする。第三者が意匠登録又は登録の更新に係る国の手数料を納付するときは、出願人又は意匠所有者の同意を要する。

(2) 国の手数料は、特許庁が当該国の手数料の納付を証明する書類を受領したとき、又は不服申立の場合は審判委員会がかかる書類を受領したとき、納付されたとみなす。

(3) 納付された国の手数料は、第 29 条(2)に規定する場合を除き、返還しない。

第 90 条 (廃止)

第 13-1 章 法的責任

第 90-1 条 創作者の人格権の侵害

- (1) 創作者の人格権の侵害は、300 罰金単位を上限とする罰金に処せられる。
- (2) 法人が犯した同一の行為は、32,000 ユーロを上限とする罰金に処せられる。

第 90-2 条 手続

- (1) 本法第 90-1 条に規定する不法行為に対しては、刑法及び軽罪訴訟法の規定が適用される。
- (2) 本法第 90-1 条に規定する不法行為に関する司法外手続は、警察当局が行う。

第 14 章 施行規定

第 91 条 (廃止)

第 92 条 経過規定

本法の施行後 12 月以内に意匠登録に関する登録出願が行われた場合、優先権はすべて、工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国において 1991 年 2 月 20 日以後にされた最先の登録出願に基づいて認めるものとする。

第 93 条 本法の施行

- (1) 本法は、官報(Riigi Teataja)における本法の公告日の 1 月後から施行する。
- (2) 共同体意匠に適用される本法の規定は、エストニアが欧州連合に加盟したときから施行する。